

枝幸町小型風力発電施設設置に係るガイドライン

平成29年3月28日制定

本ガイドラインは、枝幸町において、町内及び町外のもの（以下「設置者」という。）が小型風力発電施設及びその付帯設備（以下「小型風力発電等」という。）を設置するにあたり、騒音や電波障害による住民生活への影響や、環境保全・景観形成などの観点から、事業者が自主的に順守しなければならない事項を定めるものです。

なお、本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととします。

1. ガイドラインの対象となる小型風力発電等

このガイドラインの対象となる小型風力発電等は、枝幸町内において建設する発電規模が50KW以下の風力発電施設及び送電線等の付帯設備とし、新設、増設又は大規模な改修（以下「建設等」という。）を対象とする。

2. 建設等除外区域（別紙図面による。）

原則、小型風力発電等の規模に関わらず、枝幸都市計画区域内に建設等はできないものとする。ただし、枝幸町長との協議により、建設等の承認を受けた場合はこの限りではない。

3. 建設等における基準

(1) 住宅等との距離

原則、住宅（学校、保育所、病院、福祉施設等、住民が利用する施設を含む。以下「住宅等」という。）から、設置しようとする小型風力発電施設の風車の最大高の7倍以内の場所には建設等をしないこと。ただし、これら住宅等の居住者及び利用者の合意が得られた場合はこの限りではない。

(2) 騒音・低周波音対策

建設等をした後、騒音・低周波音の障害又は苦情が発生したときは、原因を調査し誠意をもって対応するとともに、その内容を枝幸町に報告すること。

(3) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないよう十分配慮するとともに、必要な措置を講ずること。

(4) 自然環境対策

建設等による動植物への影響に十分配慮するとともに、必要な措置を講ずること。

(5) 景観対策

建設等をする前に、建設等の場所に係る町内会又は自治会に対し計画を説明すること。

(6) その他

道路法、森林法、自然環境保全法、自然公園法、海岸法、文化財保護法など、関連する法律の定めを順守するとともに、関係機関との事前協議を十分に行うこと。